

水戸市告示第 101 号

水戸市「ふくゆい」の商標の使用に関する要項を次のように定める。

平成 29 年 4 月 17 日

水戸市長 高 橋 靖

水戸市「ふくゆい」の商標の使用に関する要項

(趣旨)

第 1 条 この要項は、市長が適当と認める者が市内で生産した梅（以下「水戸市産梅」という。）のイメージアップ及び水戸市産梅を活用したブランド商品の販売促進のため、「ふくゆい」に係る商標登録の登録番号第 5902848 号及び第 5902849 号の商標（以下「商標」という。）の使用について必要な事項を定めるものとする。

(使用の申請)

第 2 条 商標を使用しようとする者は、「ふくゆい」の商標使用承認申請書（様式第 1 号）に関係書類及び商標を使用する商品等の見本等を添えて市長に提出しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 国又は地方公共団体が使用するとき。
- (2) 報道機関が報道又は広報の目的で使用するとき。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、市長が適当と認めるとき。

2 前項の商品等の見本等の提出が困難な場合は、当該商品等の写真の提出をもって見本等の提出に代えることができる。

(使用の要件)

第 3 条 市長は、商標の使用が次の各号のいずれかに該当し、又は該当するおそれがある場合は、その承認をしてはならない。ただし、第 2 号に該当し、又は該当するおそれがある場合で、商標の使用が水戸市産梅及びこれを活用した商品等の宣伝又は水戸市産梅についての広報に寄与すると市長が認めるときは、この限りでない。

- (1) 市の品位を傷つけ、又は水戸市産梅についての正しい理解の妨げになるとき。
- (2) 商品等に水戸市産梅を活用しない個人、団体又は法人の使用に供されるとき。
- (3) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するとき。
- (4) 政治活動又は宗教活動を目的とするとき。
- (5) 水戸市暴力団排除条例（平成 24 年水戸市条例第 2 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団、同条第 2 号に規定する暴力団員又は同条第 3 号に規定する暴力団関係者の使用に供されるとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当でないとき。

(使用の決定)

第 4 条 市長は、第 2 条第 1 項の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、承認するときは「ふくゆい」の商標使用（変更）承認通知書（様式第 2 号）により、承認しないときは「ふくゆい」の商標使用（変更）不承認通知書（様式第 3 号）により当該申請をした者に通知するものとする。

(使用することができる期間)

第 5 条 商標を使用することができる期間は、前条の規定による承認を受けた日から同日から 4 年を経過する日の属する年度の末日までの範囲内で市長が定める期間とする。

(使用料)

第6条 商標の使用料は、無料とする。

(遵守事項)

第7条 第4条の規定により商標の使用の承認を受けた者（以下「使用者」という。）及び第2条第1項ただし書の規定により承認を受けずに商標を使用する者は、次の各号に掲げる事項（同項ただし書の規定により承認を受けずに商標を使用する者にあつては、第2号から第4号までに掲げる事項）を遵守しなければならない。

- (1) 商標の使用の承認を受けた目的にのみ使用すること。
- (2) 定められた形状を正しく使用し、デザインを改変しないこと。
- (3) 商標を使用する権利を第三者に譲渡し、又は転貸しないこと。
- (4) 商標に意匠権その他の権利を設定しないこと。

(変更の申請等)

第8条 使用者は、第4条の規定により承認を受けた内容を変更しようとするときは、「ふくゆい」の商標使用変更承認申請書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

2 第4条の規定は、商標の使用の変更の申請について準用する。

(承認の取消し)

第9条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、「ふくゆい」の商標使用承認取消通知書（様式第5号）により商標の使用の承認を取り消すことができる。

- (1) 第3条各号のいずれかに該当し、又は該当するおそれがあるとき（同条ただし書に該当する場合を除く。）
- (2) 第7条各号に掲げる事項に違反したとき。
- (3) 偽りその他不正の手段により承認を受けたとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、商標の使用が適当でないと市長が認めるとき。

2 市長は、前項の規定により商標の使用の承認を取り消したときは、「ふくゆい」の商標使用承認取消通知書（様式第5号）により使用者に通知し、当該取消しに係る商品等の回収又は商標の使用の中止を求めることができる。

(免責)

第10条 市長は、商標の使用の承認の取消しにより使用者に損害が生ずることがあっても、その責めを負わない。

(補則)

第11条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

付 則

この要項は、公布の日から施行する。

「ふくゆい」の商標使用承認申請書

水戸市長 様

住所又は所在地
 申請者 氏名又は名称
 代 表 者 名 印

商標を使用したいので、水戸市「ふくゆい」の商標の使用に関する要項第2条第1項の規定により、次のとおり申請します。

商品等製作物の名称		
使用項目	<input type="checkbox"/> 名称 (登録番号第 5902848 号)	<input type="checkbox"/> マーク (登録番号第 5902849 号)
使用内容	1 印刷物（チラシ・新聞広告・パンフレット・名刺等） 2 商品パッケージ 3 看板・店舗壁面・POP等 4 Web ページにおける使用 5 食品 6 その他（ ）	
頒布地域	<input type="checkbox"/> 市内	<input type="checkbox"/> 県内 <input type="checkbox"/> 県外
商品詳細 ※商品に使用する場合のみ	販売単価（税抜）	
	販売場所	
使用期間	年 月 日から 年 月 日まで	
連絡先	担当者名： 電 話： メールアドレス：	
添付書類		

「ふくゆい」の商標使用（変更）承認通知書

様

水戸市長

印

年 月 日付で申請のあった商標の使用について，次のとおり承認したので，水戸市「ふくゆい」の商標の使用に関する要項第4条の規定により通知します。

商品等製作物の名称		
使用項目	<input type="checkbox"/> 名称 (登録番号第 5902848 号)	<input type="checkbox"/> マーク (登録番号第 5902849 号)
使用内容	1 印刷物（チラシ・新聞広告・パンフレット・名刺等） 2 商品パッケージ 3 看板・店舗壁面・POP等 4 Web ページにおける使用 5 食品 6 その他（ ）	
頒布地域	<input type="checkbox"/> 市内	<input type="checkbox"/> 県内 <input type="checkbox"/> 県外
商品詳細 ※商品に使用する場合のみ	販売単価（税抜）	
	販売場所	
使用期間	年 月 日から 年 月 日まで	
承認の条件	(1) 水戸市「ふくゆい」の商標の使用に関する要項の規定を遵守すること。 (2) 条件に反したときは，商標の使用承認を取り消すことがある。	

「ふくゆい」の商標使用（変更）不承認通知書

様

水戸市長

印

年 月 日付けで申請のあった商標の使用について，次のとおり不承認としたので，水戸市「ふくゆい」の商標の使用に関する要項第4条の規定により通知します。

商品等製作物の名称	
不承認の理由	
備 考	

「ふくゆい」の商標使用変更承認申請書

水戸市長 様

住所又は所在地
 申請者 氏名又は名称
 代 表 者 名 印

年 月 日付けで 第 号で承認を受けた内容について、次のとおり変更したいので、水戸市「ふくゆい」の商標の使用に関する要項第8条第1項の規定により申請します。

商品等製作物の名称		
使用項目	<input type="checkbox"/> 名称 (登録番号第 5902848 号)	<input type="checkbox"/> マーク (登録番号第 5902849 号)
使用内容	1 印刷物（チラシ・新聞広告・パンフレット・名刺等） 2 商品パッケージ 3 看板・店舗壁面・POP等 4 Web ページにおける使用 5 食品 6 その他（ ）	
商品詳細 ※商品に使用する場合のみ	変更前	変更後
	1 価格(税抜) 2 数量 3 販売場所	1 価格(税抜) 2 数量 3 販売場所
使用期間	変更前	変更後
変更理由		
連絡先	担当者名： 電 話：	メールアドレス：
添付書類		

様式第5号（第9条関係）

第 号
年 月 日

「ふくゆい」の商標使用承認取消通知書

様

水戸市長

印

商標の使用の承認について、次のとおり取り消すので、水戸市「ふくゆい」の商標の使用に関する要項第9条第2項の規定により通知します。

商品等制作物の名称	
取消の理由	
備 考	